

市川市公衆無線LAN利用規約

(目的等)

第1条 本規約は、市川市（以下「本市」という。）が市民及び本市への来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LAN「Ichikawa_Free_Wi-Fi」（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用してインターネットへの接続をすることができる。

2 本サービスのSSIDは、「Ichikawa_Free_Wi-Fi」とする。ただし、本サービスを提供する施設でSSIDを別に定める場合は、この限りではない。

3 本サービスの利用に要する費用は無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の費用は利用者が負担するものとする。

(本サービスの利用)

第3条 利用者は、本サービスを利用する場合、本規約に同意したものとみなす。

2 利用者は、本規約のほかに本サービスを提供する通信事業者が定める規約等がある場合は、当該規約等に同意しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

4 利用者は、自己の責任及び負担において、本サービスを利用す

るために必要な通信機器、ソフトウェア等を準備するものとする。

- 5 本サービスを利用するための通信機器等の設定又は操作は利用者が行うものとする。
- 6 本サービスへ接続する通信機器等のセキュリティ対策等の必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 7 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(権利の帰属)

第4条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。)は、本市又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用にあたって、次に掲げる行為を行ってはならない。また、当該行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った利用者の責任及び負担において解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

- (7) 性風俗、宗教活動又は政治活動に関する行為
 - (8) 認証情報を不正に使用する行為
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
 - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送信及び受信する行為
 - (12) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為及び本市が不適切と判断する行為
- (利用の中止)

第6条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通告することなく直ちに当該利用者の本サービスの利用を中止することができるものとする。

- (1) 前条の禁止事項に該当する行為を行った場合
 - (2) 本規約又は本サービスを提供する通信事業者が定める規約等に違反した場合
 - (3) その他利用者に本サービスを提供することが不適切と本市が判断した場合
- (運用の停止)

第7条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、

やむを得ない事由がある場合

(4) その他本市が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第8条 利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、本市は保証しないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が費用を負担することとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器等の構成や設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 本サービスの利用の中止及び運用の停止によって生じたあらゆる損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

7 本サービスの提供に際し、電波状況、回線状況によりその接続や速度について、本市は保証しないものとする。

8 前各項に掲げるもののほか、本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

(利用規約の変更)

第9条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和6年6月1日から施行する